



市政記者各位

令和元年 12 月 26 日

総務企画局労務課

治療と仕事の両立支援を推進するために －「がん」などの疾病の治療を受けながら仕事が続けられる職場環境を整備！－

福岡市では、治療と仕事の両立支援を推進するため、職員が「がん」などの疾病により継続・反復して治療が必要な場合、当該治療を受けるために職務に専念する義務を免除できる制度を新たに導入します。

1 制度導入の経緯・趣旨

治療技術の進歩等により、かつては「不治の病」とされてきた疾病が「長く付き合う病気」に変化してきており、仕事をしながら「がん」で通院している労働者の数が 32.5 万人（平成 22 年国民生活基礎調査に基づく厚生労働省の推計）に上るなど、治療と仕事が両立できる職場環境の整備を図ることが社会的に求められています。

このため、本市職員が「がん」などの継続的な治療を必要とする疾病のための治療を受ける時間について、職務に専念する義務を免除できることとするものです。

2 制度の概要

(1) 対象者

全ての職員

(2) 要件・期間

職員が「がん」などの継続的な治療を必要とする疾病のために治療を受ける場合に必要時間

(3) 給与

勤務しない時間に応じて減額

3 導入時期

令和 2 年 1 月 1 日

4 参考

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン(平成 31 年 3 月厚生労働省策定)(URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>)

○お問い合わせ先

総務企画局人事部労務課 担当：伊賀上

Tel 092-711-4131 (内 1361)